一　名称	生活クラブ生活協同組合北海道
二　住所	北海道札幌市西区発寒九条十三丁目一番十号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類	
素材	ガラス
色	無色
容量	二〇〇ミリリットル
重量	三五〇グラム
用途	清涼飲料用
形状	平成九年八月農林水産省告示第二号通商産業省厚生省図第三十二のとおり

素材	ガラス
色	無色
容量	二〇〇ミリリットル
重量	三〇〇グラム
用途	清涼飲料用
形状	平成九年八月農林水産省告示第二号通商産業省厚生省図第三十三のとおり

一　名称	井村屋製菓株式会社
二　住所	三重県津市高茶屋七丁目一番一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類	
素材	ガラス
色	青色
容量	一、〇〇〇ミリリットル
重量	五二五グラム
用途	しょう油用
形状	平成九年八月農林水産省告示第二号通商産業省厚生省図第三十四のとおり

一　名称	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
二　住所	東京都新宿区新宿六丁目二十四番二十号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類	
素材	ガラス
色	無色
容量	二〇〇ミリリットル
重量	二四四グラム
用途	牛乳用
形状	平成十二年六月農林水産省告示第四号通商産業省厚生省図第三十のとおり

一　名称	森永宮崎乳業株式会社
二　住所	宮崎県宮崎市大字郡司分甲千二百七十七番地一号
三　当該認定を取り消した特定容器の種類	
素材	ガラス
色	無色
容量	一八〇ミリリットル
重量	二四四グラム
用途	乳酸菌飲料用
形状	平成十三年五月経済産業省告示第一号環境省農林水産省図第三十五のとおり

素材	ガラス
色	無色
容量	一、〇〇〇ミリリットル
重量	五三〇グラム
用途	食料品及び清涼飲料用
形状	平成十三年五月経済産業省告示第一号環境省農林水産省図第十八のとおり

○国土交通省告示第七百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する研究学園都市計画事業葛城一体型特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第三回）の認可をしたので、同条三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十三年三月二十六日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市遠東字六天の全部、遠東字横町、字千げん前、字大久保、字東山及び東田の各一部、下平塚字花立久保、字苅間境、字丸野山、字笹ノ入、字皿久保、字新林、字西向、字西向石橋上、字仙神、字大聖寺久保、字南台、字南内、字北原及び字矢中の全部、下平塚字蕪木、字蕪木台、字西谷津、字かふき、字稲荷脇、字狐脇、字十三塚、字石橋下、字折戸、字滝ノ宮、字堂所、字野中及び字立場の各一部、葛城根崎字休土、字後田、字向山、字松山、字新田、字西田縁り、字大縄場、字谷畑、字弁天及び字溜井敷新開の全部、葛城根崎字上橋田縁り、字西浦、字東田縁り及び字門戸の各一部、苅間字クベリ山、字ソリ町、字永山、字観音下、字泳山、字丸円、字鏡田、字向田、字根崎後、字作渕、字山ノ神、字小丸野、字松ノ越、字上ノ前、字神田、字石橋、字川中子、字大橋下、字大道南、字大道北、字辻ノ下、字登戸、字弁天、字明神及び字明神後の全部、苅間字諏訪下、字坪ノ内、字観音田縁り、字久保、字宮久保、字熊野、字熊野前、字高野、字根崎下、字篠後、字篠前、字西ノ下、字中道、字西原、字西向、字前田、字池田、字仲道、字東浦、字洞ノ上、字馬場、字野中前、字六十目及び字本屋敷の各一部、西岡字西原の一部、西大橋字橋本、字溝渕、字坂下、字寺下、字川中子、字町田、字長山、字塚田、字台及び字溝添の全部、西大橋字三多田、字前山、字京塚、字寺裏、字芝山、字清水、字清水台、字前田、字大境、字大橋下、字大窪、字大窪渕、字大道、字堂脇、字南台、字這坂、字硲間、字堀ノ内、字柳下及び硲の各一部、西平塚字笄嵩、字原山、字西ノ台及び字西台の全部、西平塚字西原、字宮脇、字境堀、字行人塚、字深山、字扇久保、字前山、字中畑、字梨ノ木及び字林添の各一部、東平塚字滝ノ宮の全部、東平塚字かぶき、字向山及び字西原の各一部、面野井字滝ノ入の全部、面野井字ハサマ、字中田、字東原山、字蜂ノ巣及び字面野井の各一部

四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業葛城一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県つくば市花島新田一番地五

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月二十六日

七　事務所の所在地の変更　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一

八　施行規程の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十四年六月十五日

○国土交通省告示第七百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）の認可をしたので、同条三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月十五日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成八年三月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県取手市下高井字小屋畑、字田子山、字甚五郎崎、字橋本地の各全部、字向原、字地尻、字見次、字如何崎、字下宿の各一部、野々井字谷原の全部、字小谷畑、字前畑、字大門、字東原、字堂ノ下、字柏原、字陳屋原、字東谷津の各一部、寺田字北見、字大山、字堀尻の各一部、新取手三丁目の一部

四　土地区画整理事業の名称　取手都市計画事業下高井特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県取手市新町一丁目八番五十号新町第八ビル一階

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成八年三月二十七日

七　事務所の所在地の変更　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一

八　施行規程の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十四年六月十五日